

平成23年2月28日

「改正化審法関連のセミナー」開催について

全国工作油剤工業組合

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の一部を改正する法律が平成21年5月20日に公布され、改正により、従来の「ハザードベース」の規制に加え、「リスクベース」の規制が導入され、関係事業者に対し新たな義務が課せられます。

既存化学物質を含む「一般化学物質」について、製造・輸入数量等の届出が必要となります。

平成22年度分について、平成23年4月1日から届出がスタート致します。

改正化審法の新たな義務に伴い、関係事業者のとるべきアクションは複数に渡ります。

これらの状況から、過日（平成23年2月15日）、経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室の中桐課長補佐をお招きし、全国工作油剤工業組合 組合員を対象に「改正化審法関連のセミナー」を銀座ブロッサムにて開催致しました。当日は組合員60名が参集し、熱心に聴講戴き、質疑応答もあり活発に行なわれました。

